

## 半期報告書の提出期限延長承認のお知らせ

2024年11月15日

会社名：ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド  
コード番号：1773 東証プライム市場

代表者の役職氏名：会長 タン・スリ（サー）フランシス・ヨー・ソック・ピン

代理人の居所又は住所：東京都千代田区大手町1丁目1-1  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

代理人の役職氏名：弁護士 森下 国彦

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（以下「当社」）は、半期報告書の提出期限につき、2024年11月6日付で、関東財務局長より半期報告書の提出期限延長の承認（包括承認）をいただきましたことをご報告いたします。

### 1. 延長された半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限： 2月14日（各半期会計期間（7月1日から12月31日まで）経過後45日以内）
- ・承認された提出期限： 各半期会計期間経過後90日以内

上記延長後の期限は、半期報告書に係る半期会計期間中に当該承認に係る下記申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、半期会計期間に係る半期報告書の提出期限までに関東財務局長に対して提出することが条件とされています。

### 2. 提出期限の承認申請の理由

当社は、本国における四半期会計報告書提出期限が、四半期会計期間末日から2ヶ月後と定められております。また、日本国内で提出すべき半期報告書を作成するためには、本国で開示された四半期会計報告書を翻訳し、日本の様式に合わせた書類を作成するため、本国における開示手続完了から一定の期間が必要になることが見込まれます。そのため、当社は、予め関東財務局長に対し半期報告書の提出期限の延長の包括承認を申請し、この度、上記のとおり承認を受けました。

### 3. 2025年度上半期に係る半期報告書について

当社は、半期報告書に係る半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、上記半期会計期間に係る半期報告書の提出期限（2025年2月14日）までに関東財務局長に対して提出する予定です。

以上